

「パートナーシップ構築宣言」

中央税務会計事務所（以下、弊所という）は、弊所の顧問先様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. 弊所の顧問先様と、その得意先や仕入先を含むサプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の顧問先様を通じて、その先の得意先や仕入先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、顧問先様のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 企業間連携を強化するための支援（ビジネスマッチング支援、M&A等の事業承継支援等）
- 倒産や廃業へと向かう企業に対して、連鎖倒産などを防ぐとともに、その後の生活苦が生じないための廃業支援
- IT実装支援（顧問先様やその他の取引先、同業者などの経理・その他の業務プロセスにおけるデジタル化の支援等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

顧問先様の事業内容や規模に応じて、合理的な価格算定を適宜実施致します。価格の決定に当たっては、顧問先様から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、価格の決定を含め、契約に当たっては、弊所は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

手形の使用予定はありません。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

サプライチェーンを担う中小企業の税務を税理士の観点で、支援をしていきます。

2020年9月2日

中央税務会計事務所

企 業 名

所長 中島由雅

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。